

遊歩アクティブ・遊歩ジョイ 航空機への積載について



お客様へ

- 航空機に搭乗される場合は、「電動車いす」をご利用されていることを事前に航空会社に連絡して、航空会社の指示に従ってください。
- 航空会社から、寸法（縦・横・高さ）、重量、バッテリーの種類等について確認を求められますので、取扱説明書をお手元に準備してお話してください。

簡易諸元

機種名		遊歩アクティブ		遊歩ジョイ	
寸法 (全長×全幅×全高)	使用時	1,035×660×925 (mm)		1,015×585×880 (mm)	
	折り畳み時	790×450×760 (mm)		800×390×705 (mm)	
重量	バッテリー含む	[標準] 31.8 (kg)	[介助] 33.2 (kg)	[標準+介助B] 30.6 (kg)	[介助] 31.0 (kg)
	バッテリー除く	[標準] 29.4 (kg)	[介助] 30.8 (kg)	[標準+介助B] 28.2 (kg)	[介助] 28.6 (kg)
バッテリー		型式；JWB3 (*リチウムイオンバッテリー) 電圧；36V 容量；6.45Ah ワット数；233Wh 種類；マイコン内蔵乾式密閉型 (ドライタイプ) 使用個数；1個			

*バッテリーのラベルにLi-ionと表示、下部に233Whと表示。

- リチウムイオンバッテリーは、航空機への機内持込・荷物としての預け入れが制限されることがあります。可否判断の権限は航空会社にありますので、ご利用の際には、必ず事前に航空会社へご相談ください。
- ご不明な点がある場合は、販売店にお問い合わせください。

ご参考

- > [【国土交通省】機内持込・お預け手荷物における危険物について](#)
- > [【国土交通省】電動車椅子で航空機を御利用される場合のルールについて PDF \(387KB\)](#)

※国土交通省のWEBサイトへのリンクです。

航空会社から証明書の提出を求められた場合

- 航空会社からリチウムイオンバッテリーの証明書を求められた場合、以下の書類を提出してください。内容は、国連が定める危険物輸送の試験要件にクリアしている内容の自己宣言書となっております。



遊歩アクティブ・遊歩ジョイ用リチウムイオンバッテリー

> [日本語版ダウンロード PDF \(243KB\)](#)

> [英語版ダウンロード PDF \(251KB\)](#)

- ・ IATA DANGEROUS GOODS REGULATION 65版 規定2.3.2.4において、旅客または乗務員が携行する危険物で、運行者の承認を得て、受託手荷物としてのみ受託可能な物品として、「リチウム電池を装備した車椅子/移動補助機器」が規定されています。

※IATAとは？

International Air Transport Association（国際航空運送協会）の略で、国際線をもつ世界の航空会社の団体です。

⚠ 注意

- ・ 一般的にリチウムイオンバッテリーは、IATA航空危険物規則書において危険品に該当します。
- ・ 遊歩アクティブ・遊歩ジョイ用リチウムイオンバッテリーは国連が定める危険物輸送の試験要件にクリアしているため、自己宣言書をご用意しておりますが、航空会社によっては証明書があっても機内持ち込みが認められない場合があります。
- ・ 可否判断の権限は航空会社にありますので、航空機に乗ることが決まりましたら、電動車椅子を使うことを必ず事前に航空会社に連絡し、航空会社の指示に従ってください。